

平成30年度 「前期定期・行政監査」における担当部署等一覧（指摘）

No	表題	担当部署	措置状況		公表日
			措置済み	検討中	
1	遠藤周作文学館の観覧料について	遠藤周作文学館	○		令和元年8月27日

平成30年度 「前期定期・行政監査」における措置状況等一覧（指摘）

No	指摘内容	担当部署	措置状況		理由・内容等
			措置済み	検討中	
1	遠藤周作文学館の観覧料は、長崎市遠藤周作文学館条例第3条で定める別表及び同条例施行規則第6条により団体割引は10人以上で1人250円、さらに本市に住所を有する者以外の者で障害者手帳を所持する者等は観覧料の5割に相当する額を減免することができる規定されている。条例及び規則に基づき計算すると減免額は125円となるが、10円未満を切り捨て120円とし、差引額130円を観覧料として徴収していたので、条例及び規則に則り適正な事務処理を行われたい。	遠藤周作文学館	○		長崎市遠藤周作文学館条例及び同条例施行規則に基づく、適正な観覧料を徴収することとした。